

役員区分に基づく報酬等基準

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成21年 3月24日制定
平成21年12月10日改正

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という。）の役員区分、役員の勤務形態に応じた報酬の有無、役員報酬の決定方法等について、必要な事項を定める。

(役員区分)

第2条 当協会の役員は、「非常勤役員」と「常勤役員」に区分する。

2 非常勤役員は、「理事長」及び外部役員である「一般理事」並びに「監事」とする。

3 常勤役員は、前項に定める非常勤役員以外の理事で、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）第76条（業務の執行）で規定される理事のうち事務局に常勤して業務執行する者を指し、当協会では「常勤理事」と称する。

(役員区分に応じた報酬の有無)

第3条 役員区分に応じた報酬の有無は、次の通りとする。

区 分	報酬の有無
理事長（非常勤）	無し
一般理事（非常勤）	無し
常勤理事（常勤）	有り
監事（非常勤）	有り

(常勤理事の報酬総額)

第4条 常勤理事の報酬総額は、9,630万円を上限とする。

2 常勤理事個々の報酬額は、別に定める「常勤理事報酬規程」（平成8年12月10日制定、平成21年3月24日一部改正）に拠り、役職（専務理事、常務理事、理事・事務局長、理事）毎に定める。

(監事の報酬総額)

第5条 監事の報酬総額は、120万円を上限とする。

2 監事個々の報酬額は、評議員会で決定する。

3 監事の報酬は、年間の定額制とし、毎年6月と12月に分けて支給する。

(報酬総額の決定)

第6条 役員の報酬総額は、9,750万円を上限とする。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成21年3月24日制定）の定めるところに拠る。

付 則

この基準は、平成21年3月24日から施行する。但し、第6条（報酬総額の決定）の規定は、当協会が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 第4条（常勤理事の報酬総額）、第5条（監事の報酬総額）、第6条（報酬総額の決定）の規定を改正し、改正された当規定は、当協会が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。